

9 地方創生を支える「人づくり」と「社会基盤づくり」の推進について

地方においても、「まち・ひと・しごと創生総合戦略」を策定し、各地域の実情に即した具体的な取り組みを行っているが、人口減少社会において、我が国が持続的な成長を続けていくためには、地方創生を支える「人づくり」と「社会基盤づくり」を更に力強く推進していく必要がある。

「人づくり」においては、企業の人手不足が深刻化する中で、労働力不足への対処は喫緊の課題となっており、地方経済を支える人材の育成、定着を図るため、職業能力開発短期大学校や職業能力開発校における職業訓練の充実強化など、地域産業の特性・ニーズに合った対策を進めているところである。

こうした中、国では、平成29年度から、経済的な理由で進学を断念せざるを得ない学生を支援することを目的に、給付型奨学金制度を創設したところであるが、本奨学金制度は職業能力開発短期大学校等で学ぶ訓練生は対象となっていない。

日本全体の人口が減少する中で、産業界が持続的に成長していくための礎となる人材育成は極めて重要であることから、職業能力開発短期大学校等の公共職業能力開発施設の訓練生についても、平等な就学機会が確保できるよう、大学・高等専門学校等の学生等と同等の経済的支援を行う必要がある。

「社会基盤づくり」においては、地方創生を進める上で基盤となる社会インフラに、高速道路等のミッシングリンクなど、地域間格差が存在している。その解消には、息の長い、腰を据えた対策が必要であり、高速道路やリニア中央新幹線などの整備促進による「地方創生回廊」の早期実現など、社会インフラ整備を進めることで、地域経済を活性化させ、地方に活力と魅力をもたらすことが重要で

ある。

また、近年、全国各地で集中豪雨や度重なる台風の襲来などにより、大規模な災害が発生し、住民の生活や社会経済活動に甚大な影響が生じていることや、高度成長期以降に集中的に整備された道路をはじめ、河川砂防施設などの公共土木施設の老朽化対策が求められていることから、強靱な国土づくりを進め、人々が心豊かに生活できる安全・安心な環境の確保に向けて取り組んでいかなければならない。

については、次の事項について特段の措置を講じられたい。

- 1 職業能力開発促進法第16条に規定する公共職業能力開発施設の訓練生を対象とした給付型奨学金制度を創設すること。
- 2 地方創生や国土強靱化に資する社会資本の着実な整備や、老朽化施設の長寿命化等を推進するため、公共事業関係予算の十分な確保を行うこと。